

第95回都市対抗野球大会 予選規約

1. 本大会への出場資格を決める予選が第2次予選、第2次予選への出場資格を決める予選が第1次予選である。
2. 第2次予選は各地区連盟、第1次予選は各加盟地方団体が主管するものとする。
予選方法については、当該地区連盟および加盟地方団体が実施要項として作成し、運営委員会の承認を得る。
3. 第1次予選は、第2次予選に出場するチームを8チーム以下に制限するために行う。
しかし、地方の事情によっては例外を認める場合もある。
4. 第2次予選は、本年6月13日(木)までに終了することとする。
5. 出場資格
日本野球連盟登録規程に則り、選手登録期間(第1期:1月1日～5月31日)までに加盟登録を完了した加盟チーム並びに競技者に出場資格を与える。
ただし、5月31日以前に予選が行われる場合は、当該予選開始の10日前までに登録を完了した競技者とする。
6. 1地区の予選に出場した加盟チームおよびその競技者は、他の地区予選に出場することはできない。
7. 出場資格のない選手を出場させたチームには、勝利の取消し、または、大会から除外の措置を行うことがある。
8. 第2次予選に進出したチーム及び本大会へ進出したチームがそれぞれの大会に出場できない場合、ランナース・アップを推薦しなければならない。
9. 第1次および第2次予選に出場するチームは、試合に出場することができる全選手を記載した「出場承諾書」を作成し、それぞれ指定された期日までにエントリーしなければならない。
ただし、代表権を獲得し本大会に出場する時は、第1次および第2次予選の出場チームから3名以内を選出し、補強選手として出場させることが出来る。
この場合、選出された選手は必ず協力出場しなければならない。
10. 応援団は、試合に干渉できない。審判の判定に従わず騒ぎ立てるなど試合の続行を妨げた場合にはチームが責任を負うものとする。この場合そのチームが試合をフォーフィット(没収)され、その後の出場を停止されることもある。
11. 試合規則は、2024年度公認野球規則、アマチュア野球内規及び日本野球連盟(社会人野球)内規、第95回都市対抗野球大会特別規約、東京ドーム特別規約、社会人野球申し合わせ事項、社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則、日本野球連盟(社会人野球)スピードアップ特別規程による。
12. その他の細則はそれぞれ地区の事情によって決めることができる。

(公財) 日本野球連盟
毎日新聞社

(2024年1月23日改正)